

介護予防・日常生活支援総合事業
における指定第1号通所事業
(通所介護サービス（現行相当）)
運営規定

デイサービスセンターひより

介護予防・日常生活支援総合事業における
指定第1号通所事業（通所介護サービス（現行相当））運営規定

（事業の目的）

第1条 デイサービスセンターひよりが行う事業（以下「事業」といいます。）において実施する一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所介護サービス（現行相当））（以下、「通所介護サービス」といいます。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」といいます）が、社会的孤立感の解消及び心身機能維持並びにご利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援状態等にある利用者（以下、「利用者」といいます）に対して適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 4 事業に実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービスセンターひより
- 二 所在地 岩手県一関市大東町沖田字峯岸5番地

（従業者の職種、員数及び勤務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（生活相談員兼務）

管理者は、従業者の管理、介護予防・日常生活支援総合事業の利用申込みに

係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1名以上

生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等を行う。

三 看護職員兼機能訓練指導員 2名以上

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行い日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

四 介護職員 2名以上

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は、毎週日曜日から金曜日とする。

但し、12月31日～1月2日は、休日とする。

二 営業時間は、午前8時30分～午後5時30分までとする。

三 サービス提供時間は、午前9時50分～午後4時までとする。

（介護予防・日常生活支援総合事業の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は20名とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 通所介護サービスの内容は次のとおりとし、通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、「一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、また、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

一 食事の提供

二 入浴（一般浴、機械浴、特浴）

三 日常生活動作の機能訓練

四 健康チェック

五 送迎

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 食事の提供に要する費用として一食につき650円徴収する。（おやつ代含む）

二 通所にかかるおむつ代は、実費とする。（おむつ代100円、リハビリパンツ100円、尿とりパット20円等）

三 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を

徴収する。

- 3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（虐待の防止）

第 8 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に 養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町 村に通報するものとする。

（身体拘束の制限）

第 9 条 事業所は、通所介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 10 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を 継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務 継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の営業実施地域は、一関市内とする。ただし、送迎はサービス提供時間内に送迎可能な地域とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は、サービスの提供を受ける際には医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 従業者は、通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な処置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 14 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ通知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業者は、従業者の資質の向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。

4 事業者は利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者からの苦情に対し迅速に対応する。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人一関秀和会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 8 月 5 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月 26 日より施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 15 日より施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、平成３０年８月１日より施行する。

この規定は、令和元年１０月１日より施行する。

この規定は、令和３年４月１日より施行する。

この規定は、令和６年４月１日より施行する。